



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「文字」をめぐる問題系：明治初期の「文字」改良論に注目して
Author(s)	榊, 祐一
Citation	国語国文研究, 123, 1-18
Issue Date	2003-01-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/93721
Type	journal article
File Information	kokugokokubunkenkyu_123_01-18.pdf



「文字」をめぐる問題系

——明治初期の「文字」改良論に注目して——

榊 祐 一

一八六〇年代頃から大量に生産され始めることになる、言語的事象を「問題」化するような言説において、「文字」（改良）ということが一つの重要な主題となっていることは周知の通りであろう。「文字」改良の言説は、管見によれば明治十年前後までにおいて多く生産され、その後明治十年代後半——いわゆる「かなのくわい」や「羅馬字会」の発足前後——あたりから再び生産量が増す形になっているのだが、それらの言説においてはどのような視線の布置において「文字」が「問題」化され、「改良」というベクトルを付随させられることになっていたのであるか。以下、本論においてなされるのは、いわゆる「かなのくわい」や「羅馬字会」といった形で「文字」をめぐる言説が「運動」としての性格をもち始める以前の、最初期の「文字」をめぐる言説を対象とした分析／記述¹⁾のだが、あえて今そのような作業を行なうのは、これまで主に「国語国字論」といった範疇のものとなされてきた従来の研究において——長珠志絵の仕事などを除けば（長：1968）——、分析対象となる史料の固定化といっ

たコーパスレベルでの問題点²⁾、「仮名字論」「洋字論」といった記述概念の自明化という問題によって生ずる分析／記述の単純化（この点に関してはIで言及する）といった問題点などが見受けられるからである。本論ではそのような問題点を回避しつつ、「文字」という項をとりあえずの定点とすることで見えてくる言説の配置を出来る限り丁寧に分析／記述し、その結果としてあらわれる光景を一つの可能性として提示してみることにした。

I 《文字／コトバ（音）》という視線

《漢字とは批判すべきものであり、その代替物として仮名あるいは洋字（ローマ字）を提唱すべきだ》。このような語りが、幕末から多く生産され始めた「文字」をめぐるある種の言説群——これまでににおいては「国字問題」というカテゴリーのもととらえられてきた言説群——において、中心的な位置をなしていたことは周知の事実だ

ろう。今日の我々にとって一見すると自然にも見えてしまうこのような語りにおいて見逃してはならない点——それは、漢字と仮名・洋字が「比較」されているということ、言いかえれば、両者が交換可能なものと見られている点である。同じ文字なのだから当たり前ではないかという反応も当然予想されるわけだが、果たしてそうだろうか。むしろ、漢字や仮名、洋字といった個々のエクリチュールを「文字」という共通の台座において見ることによって、そのような交換を「当たり前」のものとしないうるようになったとらえるべきなのではないだろうか。そもそも、そのような台座が存在しないところでは、それらのエクリチュールは互いに無関係に存在することとなり、互いに「比較」されるような事態にもなりえないはずだからである。従って、ここで注目すべき重要なポイントは、漢字と仮名・洋字を「比較」することを可能にしている「台座」としての「文字」——この「文字」がどのような視線の布置においてとらえられていたのかということになるだろう。では、そのような「台座」としての「文字」という布置はどのようなものとしてあったのか。それを明らかにするために、漢字廃止論の嚆矢として名高い前島来輔(密)「漢字御廃止之議」の次のような一節に注目してみよう。

漢字を御廃止相成候とて漢語即ち彼國より輸入し來れる言辭をも併せて御廃止可相成儀には無御坐只彼の文字を用いす假名字を以て其の言辭を其儘に書記するは：(前島 1866)。

「漢字」を廃止するとは言ってもそれは「漢語」までも廃止してしまふということではない。「漢語」は残しておいて、それを「漢字」ではなく「仮名字」によって「其儘に書記する」のだ——この一見

極めて筋の通つて聞こえる発言には、彼の「漢字廃止論」を支えるカラクリ、言いかえれば漢字を批判すべきものと見させてしまうような「文字」をめぐる視線のあり方がはつきりと示されている。

まず、彼が漢字による／としての書記を見る際に「漢字」と「漢語」という二つのレベルを設けていることに注目しよう。この二つは彼において、まず一次的なものとして、コトバ＝「漢語」が存在し、次にそれをいわば写す＝「書記」するものとして、文字＝「漢字」が存在する、という形で位置付けられている。すなわちここでは、「文字」とは別に、それ自体として存在する「コトバ」というものが存在するかのように語られているわけである。そのことを確認しつつ、ここで見逃してはならないのは、この「コトバ」というものが、「文字」＝「漢字」によって「書記」された対象として見出だされていることだろう。丸山隆司の言葉を借りれば、それは「漢字という覆い」の「下に見えているはずの対象」(丸山 1993 : 136)として想定されているのであって(傍点櫛)、つまりは《漢字としての書記の下／向う側にコトバ＝「漢語」というものを見ようとする》視線の中で存在させられているわけだ。言い換えれば、漢字による／としての書記がいわばそれ自体として単独には見られず、その下にある(と想定された)「コトバ」との関係において見られているのである。つまりここにある視線において、漢字による／としての書記は、その下にある(それ自体としては見えない)コトバを視線に現前させる媒体と見られているのである。

漢字による／としての書記をそのような媒体(＝「コトバ」)を写すものとしての「文字」に還元することで、同じくそのような媒体と

みなされた「仮名」あるいは「洋字」と交換可能なものとしていく——前島の発言においてまず見なければならぬのは、このような操作が行なわれているという点、またそのことにより「漢字を選ぶか仮名を選ぶかは選択の問題にすぎない」(柄谷 1980: 35)ような地平が成立しているという点なのである。

では、以上のような視線において、何故、漢字は批判されるべきものと見られてしまうことになるのだろうか。この視線においては、「コトバ」を出来るだけ視線に対してクリアーに現前させてくれるような「文字」、言いかえれば「コトバ」を写す媒体でありつつもそれ自体は透明であるような「文字」こそが理想化されることになる(従って、ここで「文字」は、「コトバ」と一致してそれ自体の存在を無化してしまう度合い、つまりは「文字」であることをやめた度合いに⁽³⁾応じて、理想的なものとなされることになるだろう)。さらに、先に引用した論の別の箇所では前島が「西洋諸國の如く音符字(假名字)を用ひて教育を布かれ漢字は用いられず」と述べていることからわかるように、この視線において「コトバ」とは、「音」(のつらなり)に他ならないのだとすれば、そこでは、「音」を「其儘に書記」出来るような「文字」——まさしく前島の言う、「音符」としての「文字」——こそが、「コトバ」をクリアーに現前させる媒体として理想化されることになるだろう。漢字はまさにこのような理想的な「文字」(いわゆる表音文字)との対比的な関係に置かれることで、否定的なものと「見られる」ようになる。すなわち、「コトバ」を「音」のつらなりとして「其儘に」書記しない(と見なされた)漢字は、「コトバ」をクリアーに見ようとする視線に対する「遮蔽物」

——丸山の言う「覆い」——と化してしまつた不十分な「文字」として、否定的に位置付けられてしまうことになるのだ⁽⁴⁾。

前島の発言を対象として明らかにしてきた、漢字と仮名・洋字の「比較」を可能にする「台座」としての「文字」をめぐる視線——言い換えれば、漢字を批判すべきものとみなし、仮名・洋字という「音符字」を理想化してしまうものとしても機能する、以上のような視線の布置を、これ以後便宜的に《文字／コトバ(音)》の視線と呼ぶことにしたいのだが、このような視線の布置は、既に長志珠絵などが指摘している如く(長 1988: 33-34)、今日「仮名字論」や「洋字論」と呼ばれているような、当時の「文字」をめぐる言説において広く共有されていたものでもあつた(先に分析した前島の発言を治めた論「漢字御廃止之議」は従来「仮名字論」という範疇においても位置付けられてきた)。「日本ノ詞バノ國タル云ヲ待タズ五州萬國皆詞ヲ以テ宗トセザルハナシ文字ノ如キハ只、僅ニ假テ之ヲ傳ルノミ」其語ハ現今普通ノ語ヲ以テシ其字ハ通用五十ノ假名ヲ以テシ……(天野 2001)、「およそ このひと に このことば のあるはそのところを いひつたへ、そのさま を ときうつす あひづである、この あひづを しるすはもし、すなはち いろいろである」(清水 2004)、「千萬ノ言辭ハ皆此音ヨリ生スル者ナレハ先此音ヲ正サシムハアル可ラス 若此音ヲ正サント欲セハ此音ニ適當スル文字ヲ定メシムハアル可ラス」(南部 2002)、「洋字ヲ以テ和語ヲ書シ呼法ヲ立テ以テ之ヲ讀ム」(西 2004)。前二者はいわゆる「仮名字論」中の発言、後二者はいわゆる「洋字論」中の発言だが、「コトバ」音を表象するものとして「文字」を位置付ける(或は「コトバ」音

を「文字」よりも一次的なものとして位置付ける)点において、これらの発言が共通していることは見ての通りである。

ところで、これら二種類の「文字」改良論とされてきたものは、「コトバト音」をクリアーに現前させる「文字」(「音符字」)を理想化していく視線を同じように持ちつつも、理想化される「文字」のあり方において異なった方向性を示していく形になっているわけだが、このような志向の相違を、いったいどのように把握したらよいだろうか。ごく素朴に考えて、後者を「ローマ字は西洋の文明諸國の間で用ゐられてゐる文字であるからといふ、素朴な西洋崇拜」(福田1962:41)の立場、前者を「自国」崇拜の立場とみなし、そのような立場の違いが理想化される「文字」の違いを生んだと見ることに——長の言い方を借りつつ言えば、両者の性格を「欧化主義」対「国粹主義」という時代背景に還元(長1998:33)しつつ説明すること——も可能だろう。実際、先の前島などは「抑御國に於ては毫も西洋諸國に譲らざる固有の言辭ありて之を書するに五十音の符号(假名字)有之」(前島1966)という歴史/物語を語ることで、「假名字」を古へから自国において存在していた理想的な文字として表象しており、「自国」崇拜的な立場において「假名」を選択しているとしあたつては言うことも出来るからである(同様な構図は「天野1871」などにも見られる)。だが、そのようなとらえ方は、当時の文字をめぐる言説の記述としては必ずしも適切なものではない。すでに長志珠絵は、「音声を言語の本質と見る点において仮名字論とローマ字論が「通底して」いたという認識のもと、「国語学史」において常に繰り返されてきた「欧化主義(ローマ字)対国粹主義(か

な文字)」という図式が「国字」をめぐる「論争の事柄の一部分でしかなく」かつたということを指摘しているのだが、当時の文字をめぐる言説における「仮名」への志向と「ローマ字」への志向の差異を、ナシヨナリティ(或は、「欧化主義」対「国粹主義」という時代背景)のレベルのみに還元して記述すべきではないとする点において、本論もそのような指摘に肯定的である。では、そのような認識を前提としつつ、「仮名」志向と「洋字」志向という形で分裂していくかに見える当時の文字改良の言説を見ていった場合、どのような光景が見えてくるのか。

以降のIIからIVでは、当時の文字をめぐる言説を「仮名字論」/「洋字論」といった形であらかじめ分類しつつそれぞれの特徴を明らかにしていくというやり方をいったん廃した上で、「漢字」と「仮名」或いは「洋字」という対立がどのように語られているかを分析/記述していく作業を行なう。もともと予め断っておくならば、「仮名字論」と「洋字論」の差異を確定することが本論の最終目的であるわけではない。本論の目的は「文字」をめぐる当時の言説の布置を、これまで自明とされてきたカテゴリー分けによって作られた風景に対する判断保留を行ないつつ、描き出すことであつて、「仮名字」志向と「洋字」志向の差異に注目してみたのは、そのような目的に近づくためにとられたあくまでもきつかけに過ぎないからだ。だが、今述べたような作業を行なっていく過程のいわば副産物として、これまで「仮名字論」或いは「洋字論」と呼ばれてきたような言説のありようが、その共通性と差異の部分も含めて、より明確に浮かび上がってくることもなるだろう。

II 習得・使用における経済性

前節で述べた如く、《文字／コトバ（音）》の視線において「漢字」と「仮名」或は「洋字」は《コトバ（音）》を現前させない「文字」／現前させる「文字」という構図において決定的に対立させられる形になっていた。このような「音声中心主義」的な「文字」の対立構図が当時の文字をめぐる言説において広く共有されていたことはすでに述べた通りだが、より分析の精度をあげつつ当時の言説に注目してみるならば、「コトバ（音）」を現前させ得るか否かという点だけが文字の対立の構図を形づくっていたわけではないことに気づかされる。即ち、漢字と仮名（或いは洋字）を対立化させる構図には複数のヴァリエーションがあり、また仮名と洋字——という「コトバ（音）」を現前させるという点では同じ平面に置かれているはずの「文字」——を対立化させていくような構図が存在することも見えてくるのである。そのような様相を明らかにするため、ここでは便宜上、三つの観点を抽出しつつ、分析／記述を進めていくことにしよう。

まず第一の観点だが、これは「教育に漢字を用ひるときは其字形と音訓を学習候爲め長日月を費し成業の期を遅緩ならしめ又其學ひ難く習ひ易からざるを以て就學する者甚た稀少の割合に相成候」（前島 1866）、「至便ノ洋字ヲ以テ不便ノ漢字ニ換ヘ」（南部 1872）、「漢字を學ぶには時間もかゝり骨も折れますゆへ」（今村 1876）などの発言に端的に示されているもので、とりあえずは《文字習得・使用に

おける経済性》と呼べるような観点である。この観点において、漢字は「学ぶ」のが困難で使用するにも「不便」なものとみなされ、仮名や洋字はその反対のものとして評価される。また「獨リ「支那」專ラ文字ヲ尊ビ其字數ノ多キ幾千萬其ノ活用ノ博キ若干訓其國人モ猶悉ク知ル能ハズ何ソ學ノ迂速ナルヤ」（天野 1871）という発言などに見られるように、この観点においてはとりわけ文字の数が「問題」化される（この種の発言は「南部 1869」「小川 1874」「伊藤 1881」など他にも多々見られる）。つまり、漢字と仮名・洋字が《文字数の多さ／文字数の少なさ》という形で対立化させられるわけだが、すでに指摘されているように、この対立の構図は現在洋字や国字といった形でジャンル化されている所の近世期の言説において始まったものである（例えば「福田 1962」「藤原 1987」を参照）。それら近世期の言説においても「文字数の多さ」は、今回対象にしている時期の言説と同様、「習得や使用における経済性」と関係づけて語られているのであるが、ここで注意したいのは、「文字数の多さ」とその文字の「習得や使用における経済性」との関係は本質的なものではないということ、言いかえれば、文字をめぐるある特定の視線の布置の中においてのみ、それらの関係は本質的なものである如くみなされるということだ。とりあえず、洋字や国字の言説において、文字数の多少がどのように「問題」化されているかを見てみよう。

まず「また、我、西方の人にあひて、彼方音を問ふに、其字母わづかに三十三字にして、天下の音として、うつすべからずといふものなく」（新井 1713）、「天竺には、五十字もて、五千余卷の仏の語を書伝へたり。たゞ五十の字をだにしれば、古しへ今と限りなき詞も

しられ、伝へられ侍るをや」(賀茂1763)といった発言においては、《コトバ》(音)を現前させる媒体としての合理性と呼べるような観点から、文字の多少が「問題」化されていることがわかるはずだ(これが《文字／コトバ》と呼んだ視線の中にあることは言うまでもないだろう)。また「唐土にては、物に付き、事に依て字を製す」(森島1765)、「日本は支那の癖に染て、物々事々につき其の文字を用る故に、字数多くなければ用をなさず……文字は事を記し、情を述るを旨とせば、数万ある支那の字を記憶せんより、我日本の仮名に、悉事を記さば大に便利ならん」(本田1766)といった発言においては、《物》《事》《情》といったものの代理＝表象としての合理性と呼べるような観点から、文字の多少が「問題」化されていることが見てとれるだろう。いずれにしても、文字が「何ものか」(＝「音」或いは「物」「事」「情」などの表象＝代理と見なされているのであって、いわば表象のエコノミーの観点から文字の多少が「問題」として見出だされているのである。《重要なのは「文字」によって表象＝代理されている何ものかであって「文字」は単にその「目じるし」(賀茂1765)でしかない》——先に引用してきた発言に見られるのは、このような視線に他ならないわけだが、そこにおいて、もはや「文字」は「音」や「物」「事」といったものに到達するための媒体＝手段でしかなく、従って、簡略であればあるほど理想的なもののみなされるようになるだろう。そしてまさにこのような視線のあり方こそが、「字数が多いから習得が困難で使用するにも不便利だ」という——今日の我々にとっては——あまりにも自明に思われる発言の「自明性」を支えているのである。

以上のような視線が、明治初期の「文字」をめぐる言説においても反復されていることは、次のような発言を見れば明らかだろう。「欧州」諸國ノ如キハ：原字總ニ廿六以テ種々ノ語ヲ通シ二三字合シテ一音トスル至便ト謂ツベシ(天野1870)、「文字といふものは人の意を達し、世の中の理合を知るための道具にて、いはゞ言葉のかりをするものでござる」(小川1874)。ただし、ここで注意すべきは、以上見てきたような「文字習得・使用における経済性」の観点から語られた文字の言説に関して、近世期と明治初期の間にはわずかな差異が見られるということだ。基本的な構図そのものは同じと言ってもよいのだが、そこに接合してくるものが異なっている、言い換えるならば、構図が語られるコンテクストが、両時期においては異なっているのである。具体的に言えば、近世期の言説において登場したこの構図は、明治初期においては基本的に啓蒙の言説と接合しつつ反復されることとなる。近世期の言説において漢字の「文字としての不経済性」はあくまでも書き手自身の位置において発見され、書き手の「実感」として語られるのであるが、明治期の言説においてはそれが変形され、「愚民」の「実感」(と書き手が想定したもの)を想像的な媒介として漢字の「文字としての不経済性」が発見される構図——「愚民」にとつて習得・使用が困難な文字としての漢字——として語られる。明治初期の啓蒙の言説において、書記は、人間を「文明」化させるために必要な「知識」を伝達する一つの「媒体」——「知識」の「代理＝表象」——として位置付けられ、かつまた、「文明」化させるべき「愚民」が「文盲」——すでに「文明化」された者には対応可能である書記(漢字や漢文など)に対応

出来ない者——として位置付けられているが故に、「愚民」のレベルにまで書記を「俗」化するべきこと（そしてそのような書記媒体を通して、「愚民」を「文明」化すること）が志向されるのだが、まさにこのような志向性と連結する形において、漢字の「文字としての不経済性」は語られることになるのである。

ところで、以上見てきたような第一の観点から語られた文字をめぐる言説の配置を、あえて「仮名論」や「洋字論」というカテゴリーとの対応で考えてみるならば、どのようなものになるだろうか。今まで引用してきたものについて言えば、この構図は仮名字のみを志向する論（前島、天野）にも洋字のみを志向する論（南部）にもあらわれており、また仮名字と洋字の両方を志向するような論（小川、今村）にもあらわれている。そのことをふまえて言うならば、この観点はいわゆる「仮名字論」にも「洋字論」に共有されたものとして見ることが出来るだろう。言い換えれば、この観点において、「仮名字」と「洋字」の弁別は強く意識されないことになる。すなわち、漢字に対する理想的な文字という資格が両者に「ある程度」等価に与えられ、両者を弁別しようとする志向は生じないのである。

III 読解における平易性

では第二の観点とはどのようなものなのか。それは「布告等ハ勉メテ人民ノ解シ易キヲ欲スレバ難渋ノ漢字ヲ用ユルハ無益ニ属シ：布告類ハ地名人名及ヒ不得止ノ文字ヲ除クノ外ハ勉メテ仮名文字ノミヲ用ヒ仮リニ一ノ例則ヲ設ケ一語一連語ニ間歇シテ文章ヲ綴ル：

時ハ小民婦女子ト雖モ能ク御布告ノ趣意ヲ了解シ：」（芳川 122）、
「根が商人の事でござり升故、四角な文字の書物は、少しものぞいた事もござりませぬ故、此節のやうに新聞紙やうなものに迄も、むづかしい字が澤山あつては、私どもには一向讀みが下らず、はたと差支て赤面いたす事が毎々ござり升」（榊原 186）といった発言に典型的に示されている。すなわち、「読解における平易性」と呼べるような観点から、漢字と仮名或は洋字の対立が語られていく構図に他ならない。ただ、それはあくまでも（漢字に対応出来ない者として想定された）「人民」「商人」ととしての「平易性」であつて、中立化された享受者にとつてのそれではないことに注意しておこう。二番目の引用では「商人」の「実感」として「漢字の難しさ」が語られているわけだが、これをそのまま当時の商人の現実を示す証拠として見ることは出来ない。ここで行なわれているのは、いわば非「文明」の位置にある人間（＝「愚民」と表象される存在）の「実感」——と書き手が想定したもの——を想像的な媒介として発見した「漢字の読解し難さ」を、登場人物としての「商人」自身に語らせていくという二重の操作に他ならない。つまり、この「商人」の「実感」は、この物語世界を統括する書き手（＝自らは「文明」の位置においた書き手）によつて想定された「実感」として見るべきものである。一つ目の引用においては、「人民」「愚民」という表象を媒介として発見した「漢字の読み難さ」がそのまま書き手（＝語り手）によつて語られる形になっているのであるが、二つ目の引用はいわばそのヴァリエーションになっているのである。

ところで、以上の如く（「愚民」という存在を想定した）《読解の

「平易性」という観点から漢字と仮名（洋字）の対立が語られていく構図において見逃すべきではないのは、理想化される文字として「仮名」が選ばれることの方が多いという点だ。もっとも管見によれば、「洋字」志向を持つ論——仮名と洋字の両方を志向する論も含める——においても《読解の平易性》という観点はしばしば認められるので、この観点が「洋字」を排除してしまうというわけではない。従つてより正確な言い方をするならば、この観点から文字を語る構図を持つ論の全体数から見た時に、仮名のみを選ぶものの比率が相対的に大きいということになるだろう。今回対象とした資料はあくまで限定されたものであり、さらに多くの史料を見ていくことで今指摘したような比率は逆転してしまう可能性もあるわけだが、ただ、次の小野梓の発言などに注目してみるならば、この第二の観点が、いわばその構図自体の持つ力学において、仮名の方を呼び込みやすい形になっていることが、はっきりと了解されるはずだ。

泰西ノ文字ヲ以テ本邦ノ語ヲ寫ス便アリ二大不便アリ一：何ヲカ大不便ト云フ曰ク海内ノ父母嘗テ泰西ノ文字ヲ見ル者蓋シ幾人アル惟ルニ未ダ千一二及ハザル也況ンヤ之ニ通スル者ヲヤ（小野「梓」1876）。

この引用中で省略している部分において、小野は、「泰西ノ文字」の「便」についても語っているのであるが（その内容は後に記述する第三の観点に関わってくる）、この文字が「海内ノ父母」のほとんどにとって未知であることがもたらす「不便」の方を重視して、結局、「泰西ノ文字」をしりぞけてしまう。そしてこの引用の後の箇所において、「本邦三千万民」の「半」以上が知り「農工」までも知っ

ているという理由から「国字単用」の書記が提唱されることになるのだが、ここで彼が重視しているのは、《文字のポピュラリティ》とも言うべき視点だろう。第二の観点が「愚民」（という表象としての存在）に対応すべき俗な書記を志向するという構図において語られていることから考えてみるならば、その「愚民」にとつてのポピュラリティが理想的な文字を選択する上での重要な判断基準として浮上してくることはいわば当然の事態とも言える。先に第二の観点をとりつても洋字を志向しているような論が存在していることを指摘しておいたわけが、実はそのような論においても、例えば「女なや童んべ迄も知りえたる平假名を捨て洋字を用ゆることは迂り遠ひやふにもあり又差しあたり不都合のケ條もあらふか」（今村1872）というように、ポピュラリティの面で仮名の優勢を認める発言が存在していることに注意すべきだろう（もつとも、今挙げた引用の後の箇所においては、「ト月ばかり」字べばどちらもすぐに使いこなせるようになるという楽観論によつて、ポピュラリティの面での仮名の優勢という見解が無化されることになるのである）。

以上のように、第二の観点が「仮名」の方を理想的な文字として選択しやすい構図を持っているとすれば、この観点を——文字通りの意味で——「仮名論」的な観点と呼ぶことは可能だろう。先に指摘したように洋字を選択している論も《読解における平易性》という観点を持つている場合があるのであるが、そのような論において洋字が選ばれているのはこの観点からではないと見たほうが自然である（この第二の観点によるならば、その構図の力学によつて仮名の方が選ばれるはずだからだ）。つまり、この第二の観点を持ちつつ

も洋字が選ばれているとするならば、そこでは、この観点よりもより優先順位の高い別の観点があって、あえて仮名ではなく洋字を選ばせるような力学が働いていると考えられるのである。そのことを明らかにするためにも、第三の観点に目を向けてみることにしよう。

IV 「自国のコトバ（音）」を写すⅡ現前させる際の精密性

第三の観点は、南部義壽〔南部1869〕〔南部1872〕〔南部1879〕や大槻文彦（「大槻1876」）等において最も典型的に見ることの出来るものだが、ここではとりあえず南部のものに注目することにした。次に挙げるのは「脩國語論」（南部1869）の言わば具体的な実践編と位置付けられる「文字ヲ改換スルノ議」における発言である。

文字ヲ改換シ文法ヲ起サント欲セハ先音ヲ正シ文字ヲ定ムルヨリ急ナルハナシ 夫吾國ノ音タル五十音ノ清濁七十五音ニシテ千萬ノ言辭ハ皆此音ヨリ生スル者ナレハ先此音ヲ正サスンハアル可ラス 若此音ヲ正サント欲セハ此音ニ適當スル文字ヲ定メスンハアル可ラス 此音ニ適當スル文字トハ音ニ母韻子韻ノ別アル如ク文字モ亦判然其別ナクンハアル可ラス（南部1872）

ここで述べられているのは「我國固有ノ言辭ヲ脩」めていく上でまず第一に行なわなければならない実践として位置付けられた「音」及び「文字」の制定である（ここに見られるのが《文字／コトバ（音）》の視線であることはやや言うまでもないだろう）。ここで「我國」の「言辭」は「音」のつらなりとして設定されており、故に、その

制定においてはまず何よりも（「我國」の「言辭」を構成する原子とも言える）「音」を「正」していく実践が優先されることになる。そして、彼はその作業を「音」を「写す」（Ⅱ透明な形で現前させる）媒体としての「文字」のレベルで行なおうとしているわけだ。従ってこの実践においては、出来るだけ正確に「音」に「適當」しているような「文字」が必要とされることになるだろう。そこで彼が具体的に述べているのは「音に母韻子韻ノ別アル如ク文字モ亦判然其別ナ」ければならないということ、つまり「文字」における「母韻子韻」の書き分けなのだが、「仮名」が批判されてしまうのはまさにこの点においてである。

仮名には「母韻字ト子母相合ヒタル字」があつて「子韻字」がない、つまり、仮名は「子韻」と「母韻」という「音」の区別を正確に写すことが出来ない文字であり、そのことで「チャシヤ等ノ拗音」（傍線原文）や「ジヂズ」（傍線原文）の濁音などの正確な写し分けが不可能になってしまっている——「仮名」はこのような形において批判されるのであり、その逆に、「洋字」は、「母韻子韻」の別を写し分けることが出来る文字として——そしてその点で、自國語の「音」をより精密に写し分けることの出来る文字として——理想化される。ここで南部は「自国のコトバ（音）」を写すⅡ現前させる際の精密性」とでも呼べるような観点から文字を見ようとしているわけだが、この観点においては今見たように、仮名と洋字の対立が強調されるのである（ちなみに、漢字は個々の「音」を写すことが出来ないという点ですでに比較の対象にもものぼっていないことにも注目しておこう）。

仮名でなくあえて洋字を選ばせるような力学が「洋字論」と呼ばれるようなものには働いているはずだ、ということを前に指摘しておいたわけだが、そのような力学が今まで記述してきた観点において働いていることは明らかだろう。従って、この第三の観点、すなわち《自国のコトバ（音）を写す＝現前させる際の精密性》という観点を——文字通りの意味で——「洋字論的な観点と呼ぶことは許されるはずだ。そしてそのことは、例えば以下に示す発言のように、南部を含めた「洋字論」と呼ぶにふさわしい論——明らかに「仮名」よりも「洋字」の方を理想化している論——において、第三の観点が見られるということからも裏付けられるだろう。「和字ノ制子母音相合ス其不便焉ヨリ大ナルハナシ」（西¹⁹⁶）、「此（五十韻）を指す＝櫛注）ヲ西州英仏等ノ字喉舌齒牙唇鼻ノ中ニ取り其用広クシテ且尽セル者ニ比スレハ三舎ヲ譲ラザル可カラズ故ニ五十韻亦洋字ニ変セザルアル可カラズ」（山田²⁰³）、「我が假名トイヘル者ハ形象字ノ体ヲ借來リテ音符号ノ用ヲ爲サシム故ニ一字ノ形子音ヘコンソナントト母音ヘポーエルト合シテ熟音ヘシレブル」ヲ成シ復タ是ヲ子母ニ音二分ツ「能ハズ」（大槻¹⁸⁶）。

ところで、前に、洋字論を「西洋崇拜」（福田^{1962: 4}）の立場として素朴に位置付けてしまうような見方に対して疑義を呈しておいたわけだが、そのことも、以上の記述をふまえるならば理解できるはずだ。確かに、洋字論には明らかに「西洋」志向を背景としている側面があることは否定できず、例えば、明治初期における洋字論の代表としてしばしばもちだされる西周「洋字ヲ以テ國語ヲ書スルノ論」などにおいては、すでに何度も指摘されているように、その

ような傾向を明らかにみてとることが可能である（例えば「1936: 33-34」などを参照）。だが、今回対象とした明治初期の「洋字」を（強く）志向する言説を全体としてみた場合、むしろ、明らかになってくるのは、「洋字」への志向と「自国（語）志向——より正確に言うならば、「他國語」とは区別された、純粹で統一的なありうべき言語＝「自國語」を制定しようとする志向——との強固な結びつきである。ここで西周の論の題名が「洋字ヲ以テ國語ヲ書スルノ論」（傍点櫛）であったことに改めて注意を喚起しておきたいのだが、明治初期の言説空間において、「洋字論」は「國語」を「脩メル論」（南部としての性格を強く持っていたと実はとらえられるのであって、「洋字」はそのような観点から——かなりプラグマティックに——選択されていたと言いうことが出来るのである。

V コトバを表象しない「文字」

以上においては、《文字／コトバ（音）》の視線という共通性を指摘した上で、さらに、関係する（言説上の）コンテクストの違いによって異なった形を示す複数の文字をめぐる言説の系列が存在することを明らかにしてきた。だが実は、当時の文字をめぐる言説全てが《文字／コトバ（音）》とこれまで呼んできた構図に従っていたわけではないというのも見逃してはならない事実である。本論の締めくくりとして、第二の観点（読解における平易性）の系列にありつつも、《文字／コトバ（音）》と呼んだ構図からズレているような言説のあり方が存在していたことを明らかにしておくことにしよう。

すでに述べたように、第二の観点においては、〈音を写す文字／音を写さない文字〉という形で漢字と仮名（洋字）が厳しく対立化させられ、後者の方が「読み（＝読解・発音し）易い」文字とみなされることで、「漢字を排除した仮名（あるいは洋字）のみの書記」というものが理想化される形になっていた（このような理念に基づいた「仮名のみの書記が具体的に実践された例としては、『まいにちひらかな しんぶんし』『明6・2・15創刊』や清水卯三郎『ものわりのし』『明7・春』等が挙げられる。それが具体的にどのような実践だったのかは、本論で引用してきた清水『ものわりのし』中の発言を見ればわかるだろう。『其語ハ現今普通ノ語ヲ以テシ其字ハ通用五十ノ假名ヲ以テシ而シテ萬國ノ經史諸書譯出殘ス所ナクンバ女兒童蒙ト雖比亦讀ミ易ク知リ易カランモ亦甚タ難カラザラン』（天野 1871）、「不得止ノ文字ヲ除クノ外ハ勉メテ仮名字ノミヲ用ヒ」（芳川 1872）、「アベセ二十六字ヲ知リ苟モ綴リ字ノ法ト呼法トヲ學ヘハ兒女亦男兒ノ書ヲ讀ミ鄙夫モ君子ノ書ヲ讀ミ且自ラ其意見ヲ書クヲ得ヘシ」（西 1873）。このような構図による「文字の平易化」の志向が非常に多いことは確かなのだが、中には次のような発言の如くこの構図からはズレてしまうようなものも見られるのだ。

・（布達における「樺注」僻土人民ノ目慣レサル文字等ハハ假名ヲ施シ」（布告 1873）

・告諭文章或ハ反読熟字新寄巧綴シテ一漢一和絶テ通俗ニ読難ク啻ニ其難キノミナラス一語ノ正異章体ノ難易ニ依リテ承服誤解ノ得失ヲ致スコトアリ：／一御布告文中如何ニモ平易ニ認ムヘ可ラサル文句アリテ他ノ通俗ニ読ミ得サル可キ恐れア

ルトキハ宣ク音訓等ヲ付ケ置レ度（原田 1874）

・諸布達ノ儀ハ事理辨知シ易キヲ旨トシ可成丈平易ノ文字相用候様注意可致此旨相達候事：御布告文等ハ成ルヘク丈ケ平穩ノ文句ヲ用ユル方可然（布告 1875）

現在の布告の「文字」が「僻土人民」「通俗」などに「読難」という事態を「問題」化しつつ、彼／彼女らに「讀」易い「文字」を志向していくという構図はこれまで記述してきたものと共通する。また、漢字（仮名混じりの書記）が「讀難」いものとして批判の対象になっている点も一応共通していると言えるだろう。だが、その「漢字」批判が《文字／コトバ（音）》と呼んできた視線の中で行なわれていないことは、ここで語られている理想的な（読み易い）書記のあり方にはつきりと示されている。ここでは「目慣レ」ない「文字」（漢字）にいわゆるふりがな（仮名）「音訓」を施した書記や「成ルヘク平易ノ文句」を用いた書記などが「読み易い」書記として想定されているのであって、「漢字を排除した仮名（或は洋字）のみの書記」などは全く想定されていない。そもそも《文字／コトバ（音）》と呼んだ視線の特徴であった漢字と仮名（或は洋字）の対立構図がここにはないのである。

では、ここにあるのは「文字」に対するどのような視線なのだろうか。それがはつきりと示されているのが第三の発言である。そこではつまるところ「出来るだけ解りやすい言葉・言い回し（＝文句）」を使え、ということが語られているのであるが、注意すべきは、この「文句」（＝言葉・言い回し）と言い換え可能な形で「文字」という言葉が使われているということである（「平易ノ文字」）。《文字／

コトバ(音)と呼ぶ視線の中では「文字」がその下／向う側にある(と想定された)。「コトバ(音)」を表象Ⅱ代理する媒体として位置付けられていたのであるが、先の引用中に言われるところの「文字」と「文句」はそのような《表象するもの／表象されるもの》という対立関係において位置づけられているわけではない。言うなれば、ここで「文字」と呼ばれているものは、その下／向う側に「コトバ(音)」が透かし見られるような薄い表面としてではなく、それ自体が「言葉(Ⅱ「文句」)としての厚み」を持つ存在として位置付けられているのである。

先の発言がこのような文字への視線において語られているとするならば、そこで批判されているものが実は「漢字」ではないことがわかるだろう。そこで批判されているのは「文字」の一種としての「漢字」ではなく、「通俗」にとつて「讀難」い「言葉」である。つまり、ここでは「通俗」にとつて「讀難」い漢字Ⅱ「文句」のみが批判されているのであって、「文字」としての、或は「仮名」「洋字」といった「文字」に對立するものとしての「漢字」一般が批判されているわけではないのである。また、ここでは「文字の平易化」も《文字／コトバ(音)》と呼ぶ視線によるものとは全く違った原理において行なわれていると言えるだろう。《文字／コトバ(音)》と呼ぶ視線において行なわれる「文字の平易化」とは、つまるところ、漢字という不透明な文字を仮名や洋字といった透明な文字に変えることによって、その下／向う側にあるはずのコトバ(音)をクリアーに現前させていくという操作Ⅱ実践に他ならない。それに對しこで行なわれているのは、「通俗」という仮構的な存在にとつて「解し

難い」だろうと書き手が想定した言い回し・言葉を、そのような存在にとつて「解し易い」だろうと想定した言い回し・言葉に《書き換えⅡ語りかえ》ていくある種の翻訳的な操作Ⅱ実践である。まさにそのことが「讀難」い「文句・文字」でなく「讀」易い「文句・文字」で書けという形で語られているわけだが、そのようにみた時、一見それとは関係なく見える同時期のある種のふりがなの実践も、実は同じ原理において行なわれていたことがわかつてくる。

《文字／コトバ(音)》と呼ぶ視線の中で見てしまうならば、ふりがなとは漢字の下／向う側に隠された「音(コトバ)」を現前させる操作の一ヴァリエーションに過ぎない。また実際、現在はそのようなものとしてふりがなが実践されているのであるが(いわゆるヨミルビ)、すでにいくつかの指摘がなされているように当時のふりがなが持っていた機能はもつと多様なものだった。例えば「行幸啓」ノ節禮式ノ儀者明治六年三月第九十六號同四月第百三十四號公布ノ旨モ有之ニ「愚熟知之答ニ候處猶通ノ際敬禮ヲ先シ候者往々有之哉ニ相聞甚濟サル儀ニ付前條公布ノ趣下々ニ至ル迄普ク通撤候様取計ベク此旨相達候事」(讀賣新聞「女童」)といった発言。これは「女童」——非「文明」の位置に位置付けられたある特定の人間の表象——を讀者として設定していた「讀賣新聞」に掲載されたものであり、先程の発言とはほぼ同時期にふりがなによる布告文の平易化が実践された例である。単なる「ヨミルビ」にしか見えないようなものも多いが、例えば「愚」「熟知」「往々」「通撤」といった語へのふりがなの施し方を見れば単にヨミを示そうとしているのではないことがわかるだろう。「女童」にとつては「解し難い」(と

書き手が想定した「漢字の「文句」をそのような対象にとって「解し易い」(と書き手が想定した) 仮名の「文句」へと書き換え語りかえ」つつ、それを漢字の「文句」の横に示していく——明らかにこのような形において、ここではふりがなが施されている。それは、《文字／コトバ(音)》の視線——「音声中心主義」的なふりがな観——からすれば例外ノノイズのように位置付けられてしまいかねない実践だが、そのような視線を一端はずしてみるならば、そこには全く別種の原理が存在していたことが確認されるのである¹³⁾。

以上、明治初期の「文字」をめぐる言説の分析／記述を行ってきた。本論の実践は、現在においてすでに一般化しつつある二つの方向性、すなわち近代の言語(文字)の言説を①いわゆる「音声中心主義」的な布置を中心化しつつ記述していく方向性と②「国語」の形成(並びに、その批判)という文脈から記述していく方向性(例えば「イ1996」[安田1997]「長1993」など)から、あえて距離をとる形で行なわれた。そのような傾向の重要性を認めつつ(例えば①の方向性は、「仮名論」「洋字論」といった表面的なカテゴリーにとらわれることなく「文字」を「問題」化する言説の構造をとらえることを可能にした点などにおいて評価されるだろう)、こうした記述の方向性をとることで逆に見えなくなりがちな言説・実践の様相を明らかにする必要性もあるのではないかと考えたためである。例えば、「音声中心主義」的な布置を特権化することにおいてそのありようがとらえ難くなってしまう領域の一例として、先に明治初期におけるある種のふり仮名の実践に注目しておいたわけだが、以前拙論

で行なった分析／記述に連関させるならば、「近代詩」の嚆矢として位置付けられてきた『新体詩抄』における文体理念・実践もそのような領域の一例として挙げる事が出来るだろう。つまり、従来においては「詩抄」は「音声中心主義」的な漢字廃止論の文脈において、表音主義の文字改革論の一つと位置づけられてきたのであるが、そのような見方においては、『詩抄』がむしろ本論で言及したような、「通俗」にとつて「解し難い」文体を——あくまでも非音声中心主義的な原理において——「解し易い」文体に書き換え語りかえていく、ある種の翻訳的な操作＝実践であったことが見逃されてしまっているのである(詳しくは「榊1996」参照)。

①の方向性にしろ②の方向性にしろ、そこで行なわれる記述がある種のマスターナラティブと化してしまうならば、結果としてそのような記述で批判の対象とされる言説／物語を補強していくことにもなるだろう。そのような事態を避けるためには、特定の時空間に残された資料を(滑らかな「物語」に回収することの出来ない)異質な平面・空間の交錯として出来るだけ丁寧に——しかも、ミニマリズム＝実証主義に向かう誘惑を避けつつ——分析／記述していくことが必要だと思われる。

注

1 コーパスをそのように限定したのは、①「文字」をめぐる言説の生産が明治十年前後から明治十年代半ばにかけていったん下火になっており(この点に関しては既に「平井1948:179-181」

「福田1963:36」等(指摘がなされている)その前後で分けた方がさしあたりきりがよい、②文字改良団体に關連して生産された文字の言説には、運動或はは団体化の側面が付随しており、それ以前にいわばばらばらの形において生産されてきた文字の言説とは差異があると判断したためである。

今回対象とした時期に関する先行研究では前島密・柳河春三・天野御民・清水卯三郎(仮名論、南部義籌、西周(洋字論)等が分析対象とされることが多いのだが例えば[平井1968]「武部1977」[井ノ口1982]「中田1989」[イ1996]等)、本論ではこのような「国字論」に關していわば特權化された人物の発言のみでなく、「文字」(改良)をめぐる言説という観点から管見の及ぶ限り多くの資料を対象とする方針をとった。

今回対象とした時期のものではないが今指摘したことが明瞭に語られている発言を挙げておく。「日本往古ヨリ漢字ヘカラノモンジ」ヲ用ユ:其他万国文字ナシ、訓ヘヨミンヲ以テ字トス、則チ此ノ国ノ仮名ノ如シ:人生テ三歳ニシテ父母ト言、長ズルニ從テ自然ニ万言ニ通ジ、且「テン」「チ」ト云音ヲ字ビ得タル者ナシ。天地ト云文字ハ不学シテ知者ナシ。和漢トモニ文字ノ邦ニシテ、文字ヲ不学バ書籍ハ不読、經典ト雖、其理ニ通ゾルコト不能。然ニ、此日本ハ元來訓ノ邦ニシテ、恒ニ語スル所ノ雑話、皆訓ニシテ文字ニ不当コト多シ。西域諸州文字ナシ、唯訓語ヲ為テ通用ス」(司馬1966)。ここでは「訓ヘヨミン」を以て「字」とした、即ちコトバ(音)をそのまま現前させるものと位置づけられた「仮名」或いは「洋字」が、「文字」としてはとら

えられていないことがわかるだろう。

もちろん万葉仮名の例をみればわかるように、「音」を表象する形で漢字を使うことは可能である。よって正確には、「音」を表象することに於いて極端に不合理で経済性が悪い「文字」として「漢字」が見出されたと言った方が良いだろう。

このようなとらえ方は、例えば「ローマ字論は西欧文明への接近、仮名文字論は伝統との連続をその特徴としていた」(イ・ヨンスク1996:36)という発言の如く、今日においてもなお繰り返されている。

なお、長は先のような指摘のもと、「国民」教化につながる言語観、ことに、言語を道具ととらえる観点」を持つといった点において共通性を有する「ローマ字論」及び(表音主義)「仮名文字論」の系列と、そのような観点に対して批判的な立場にたつ「歴史的仮名使い」派の「仮名文字論」(「テニオハ」の学の路線)と長が呼ぶもの)の系列の存在を浮かび上がらせ、前者が後者との論争を放置したまま、「漢字」という「文字」の排除を共通の目標として、ひとまず、強固な「国字論」としての世論を形成し」ようとしていくという興味深い見取り図を描きだしていく。だが本論では、関心の持ち方が長とは異なるが故に(例えば、先に述べた「仮名」志向と「洋字」志向の差異の問題に對する注目など)、描かれる見取り図の形はかなり違ったものとなるだろう。

例えば、洋字のみを志向しているものとしては[南部1869]「西1874」[大槻1876]「南部1879」、洋字・仮名の二つを志向して

いるものとしては「山田 1873」「小川 1874」「今村 1876」等が挙げられる。

例えば、「前島 1866」「柳河 1869」「天野 1871」「芳川 1872」「小野 1873」「清水 1874」「清水 1874b」「小野(梓) 1875」「田口 1875」「渡辺 1875」「伊藤 1881」など。

仮名を理想化する言説の特徴として、同じ仮名でありながら片仮名の方はほとんど選ばれないということがあるのであるが、これも《文字のポピュラリティ》の観点によるものである。「片仮名ヲ知ル者モ亦天下多シトセズ是ヲ以テ余ハ只平假名ヲ用フルコトヲ主張ス凡平假名ノ通常タル招牌暖簾票貼稗史ノ類觀テ見ルベシ」(清水 1874b)。

ところで、今「同じ仮名」と言ったのだが、当時において、平仮名と片仮名は必ずしも同じ書記として存在していたとは言えないのであつて(この点については「磯前 1996」を参照)、むしろ当時の《文字／コトバ(音)》の視線こそが、それらをまとめて同じ「仮名」として比較する事態を促進したと考えるべきであろう。またさらに付け加えれば、平仮名の方にポピュラリティがあると語られていることと、当時の実態がどうであつたか——実際に平仮名にポピュラリティがあつたかどうか——ということは、別次元の問題である。ここで注目したいのは実態のレベルはどうあれ、平仮名と片仮名の間に明確な線を引きつつ、(ポピュラリティの観点から)前者に「愚民」という表象を結びつけようとしていく視線が存在していた、ということに他ならない。

10

「音」そのものを具体的に扱えないためにそれを写した「文字」のレベルで作業を行なわざるを得ないということもあるのだろ
うが、ここで「文字」が、結果的として、持たされてしまつて
いる役割にはそれ以上のものがあることに注意しておくべき
だろう。南部は「音」を正すためにその「音」に「適當スル文
字」を定めていく必要があると言うわけだが、この言い方によ
れば、結局「文字」こそが「音」のあり方を決定することにな
る。つまり彼は、一次的なものとしてあるはずの「音」がそれ
を写す二次的な媒体である「文字」によって作られるというこ
とをはからずも語つてしまつていたのである。従つて、この発
言に見られるのは、「コトバ(音)を文字が写す」という《文字／
コトバ(音)》の視線において普段は隠蔽されている様相——
「音」が実は「文字」の下／向う側に想定されたものでしかない
ということ——が露呈された事態だとも言えるだろう。

11

すでに「自国のコトバ(音)を写す」現前させる」という発想
自体にその契機が含まれているのだが、この観点は「コトバ」
という面を強調して「自国語」を写そうとする立場と「音(の
つらなり)」という面を強調して「自国語」を写そうとする立場
の二つに分裂していく。これらの立場の違いが特に表面化する
のが仮名遣いの選択——いわゆる表音式仮名遣いを探るか歴
史的仮名遣いを探るか——においてである(具体的には、明治
十六年に結成された「かなのくわい」における「ゆきのぶ」表
音式仮名遣い派と「つきのぶ」歴史的仮名遣い派の対立など。
この点に関しては「山本正秀 1965: 260-261」を参照)。福田恆

存はこの対立を「発音」に従うか「語」——いわば「國語」の文法的規範に基づく形態素としてのレベル——に従うかの対立としてとらえているが（福田 1961：49-77）、本論もその見方には賛成である。

明治初期におけるこのような翻訳の実践の様相については、以前『文体の俗化』という観点から分析／記述を行なったことがあるので、詳しくはそちらを参照して頂きたい（榊 1998：29-36）。

このようなふりがなはすでに近世の読本などの文体において試みられており、大まかに言えば、それが継承されたものとして位置付けうる。当時の言語をめぐる理念・実践においてふりがなが持っていた意味は大きいと思われるが、ここでは細かい分析にまで立ち入っていく余裕はない。今回対象とした時期のふりがなに対する考察が行なわれたものとして『進藤 1959』『進藤 1968』『細川 1989』『亀井 1991』『谷川 1996』などを挙げておく。

なお付言しておけば、こうしたふりがなの実践は、その後明治二十年代になると『文字／コトバ（音）』の視線において変容され、『文字（漢字）』の下／向こう側にあるものとしてのコトバ（音）＝ふりがなという形でその機能が限定化されていくことになる。

例えば①の具体例としては『柄谷 1980』『村井 1989』『1995』など。これらにおいては、意図的かどうかには関わらず、「音声中心主義」的な布置が特権化されるかたちで近代以降（村井の場合は近世の「国字」以降）の言語をめぐる言説状況の記述が行

なわれている。②の具体例としては『イ 1996』『安田 1997』『長 1998』などを参照のこと。

参考文献（本論で引用・言及したものに限定した／○印の前は分析対象とした史料）

天野御民（1871）（無題）『新聞雜誌』21、明4・11
新井白石（1717）『東雅』『總論』享保2：『日本思想体系』35、1975・7、岩波書店

伊藤圭介（1881）（無題）『東京學士會員雜誌』3—10、明14・12
今村謙吉（1876）『文字改正の説』『七一雜報』5、明9・2・4

※国立国会図書館蔵

大槻文彦（1876）『日本文字変革論』『朝野新聞』明9・12・16

小川爲治（1874）『開化問答』巻下、明7・3、三書屋；『吉野 1929』

小野（1873）『鉄道寮七等出土小野氏論説』『郵便報知新聞』明6・

1（32号附録：北根豊／鈴木雄雅『日本初期新聞全集』46、1994・3、ぺりかん社

小野梓（1875）『論通常之教養』『共存雜誌』1、明8・1

賀茂眞淵（1765）『國意考』明和2：『日本思想大系』39、1972・7、

岩波書店

榊原伊祐（1874）『寄合ばなし』初編上巻、明7・9、柳原喜兵衛；『吉野 1929』

司馬江漢（1796）『和蘭天説』寛政8：『日本思想体系』64、1976・11、

岩波書店

清水卯三郎（1874）『ものわりのはし』明7・春；『山本 1978』

- (1874b)「平假名ノ説」『明六雜誌』7、明7・5
- 田口弥八郎(1875)「我國語學ヲ興スノ議」建白、明8・5：『内田／牧原1990』
- 南部義籌(1869)「脩國語論」建白、明2・5↓『洋々社談』7、明8・11
- (1872)「文字ヲ改換スル議」、明5・4↓『洋々社談』7、明8・11
- (1879)「以羅馬字寫國語並盛正則漢學論」『洋々社談』59、明12・10
- 西周(1874)「洋字ヲ以テ國語ヲ書スルノ論」『明六雜誌』1、明7・3
- 原田隆造(1874)「御布告文章平易ニ認メ御頒數増加ノ義ニ付建言」建白、明7・12・17：『内田／牧原1990』
- 福地桜痴(1881)「文章論」『東京日日新聞』明14・5・23、24：『山本1978』
- 布告(1873)「緊要ノ布達ハ重刻井二假名ヲ附スルヲ許ス」大藏省達、明6・2・10：『内閣記録局1891』
- 布告(1875)「布達ハ務メテ平易ノ文字ヲ用ヒシム」達、明8・2・4：『内閣記録局1891』
- 本田利明(1798)「西域物語」寛政10：『日本思想体系44』1970・6、岩波書店
- 前島来輔(密)(1866)「漢字御廃止之議」建白、慶応2・12：『山本1978』
- 森島中良(1787)『紅毛雜話』天明8：『福田1962：28』参照
- 柳河春三(1869)「布告ノ書ニ假名文ヲ用ヒ且ツ板行ニス可キ事」建白、明2・4：尾佐武猛『柳河春三』1940・10、高山書院↓『復刻』1985・4、湖北社
- 山田行元(1873)「公私文中洋字施行之議」建白、明6・10・2：『内田／牧原1990』
- 芳川俊雄(1872)「難波ノ漢字ヲ廃シ假名文字ヲ以世用ニ使センコト論ス」建白、明5・8：『内田／牧原1990』
- 讀賣新聞(1874)「布告」『讀売新聞』明7・11・2
- 渡辺修次郎(1875)「日本文ヲ制定スル方法」『東京曙新聞』明8・9・3：『山本1978』
- 磯前潤一(1996)「近代エクリチュールの統一」『現代思想』24—9、1996・8
- 井ノ口有一(1982)『明治以後の漢字政策』1982・2、日本学術振興会
- イ・ヨンスク(1996)『〈国語〉という思想』1996・12、岩波書店
- 内田修道／牧原憲夫(1990)『明治建白書集成2』1990・6、筑摩書房
- 長志珠絵(1998)『近代日本と国語ナショナリズム』1998・11、吉川弘文館
- 亀井秀雄(1991)「翻訳と傍訓」『北海道大学文学部紀要』41—1、1991・11
- 柄谷行人(1980)『日本近代文学の起源』1980・8、講談社→1988・6、講談社文芸文庫

- 榊祐一 (1998) 『言語(として)の地形図』『國語國文研究』1998・3
- 進藤咲子 (1959) 「明治初期の言語の生態」『言語生活』90・1959・3
- (1968) 「明治初期の振りがな」『近代語研究』2・1968・1
- 桂秀実 (1995) 『日本近代文学の〈誕生〉』1995・4・太田出版
- 武部良明 (1977) 「国語国字問題の由来」『岩波講座日本語』1977・1・岩波書店
- 谷川恵一 (1996) 「歴史というトポス」『季刊文学』7—3・1996・夏
- 内閣記録局 (1891) 『法規分類大全2—政体門2』1891↓[復刻]1978・2・原書房
- 平井昌夫 (1948) 『國語國字問題の歴史』1948・9・昭森社→1998・2・三才社
- 福田恆存 (1961) 『私の國語教室』1961・6・新潮文庫
- (1962) 『國語問題論争史』1962・12・新潮社
- 藤原遼 (1987) 『日本人の漢字観』『漢字と日本語』3・1987・11・明治書院
- 細川英雄 (1989) 「振り仮名」『漢字講座』4・1989・2・明治書院
- 古田東朔 (1989) 「明治以降の国字問題の由来」『漢字講座』11・1989・6・明治書院
- 丸山隆司 (1993) 「五十音図」『藤女子大学国文学雑誌』50・1993・3
- 村井紀 (1989) 『文字の抑圧』1989・5・青弓社

安田敏明 (1997) 『帝国日本の言語編成』1997・12・世織書房

山本正秀 (1965) 『近代文体発生の史的研究』1965・7・岩波書店

—— (1978) 『近代文体資料集成 発生篇』1978・3・桜楓社

吉田澄夫／井之口有一 (1950) 『國字問題論集』1950・1・富山房

吉野作造 (1929) 『明治文化全集』20・1929・4・日本評論社

(付記) 本稿は平成十四年度文部科学省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一つである。

(さかき ゆういち・日本学術振興会特別研究員)